

【問1】 廃棄物の定義、種類に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 廃掃法では、一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいうとしている。
2. 厚生省通知では、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものではなく、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものである」としている。
3. 廃掃法では、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた6種類の廃棄物と、その他政令で定める14種類の計20種類の廃棄物をいうとしている。
4. 不要物であっても、一般的に有償で取引されるものは廃棄物ではない。
5. 条例では、廃掃法にいう「一般廃棄物」をさらに「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けている。

【問2】 特別区の清掃事業における各区の役割でないものを選びなさい。

1. ごみの再利用、資源化の推進
2. し尿等の下水道投入施設の整備・管理・運営
3. 浄化槽の設置の届出及び指導
4. 動物死体の処理（飼主等からの依頼分）
5. 容器包装廃棄物の分別収集の実施

【問3】各区、清掃協議会、清掃一組または東京都における清掃事業の役割分担に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 分別収集計画の策定は、各区が行っている。
2. 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する事務は、清掃協議会が行っている。
3. 一般廃棄物処理計画の策定は、各区及び清掃協議会が行っている。
4. 清掃工場等の整備・管理・運営は、清掃一組が行っている。
5. 一般廃棄物処理施設の設置の許可は、東京都が行っている。

【問4】一般廃棄物処理業の許可制度に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 都道府県の委託を受けて、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は不要である。
2. 専ら再利用の目的となる空き缶のみの収集又は運搬を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は不要である。
3. 指定処理施設の休業(年末年始)により、一般廃棄物を運搬車に積載した状態で、特定の施設に駐車する積置きを行うには、指定処理施設での積置きの許可が必要である。
4. 特定家庭用機器の販売を業として行う者が、その物品が一般廃棄物となったものを適正に収集又は運搬する場合、当該業を行う区域においては一般廃棄物処理業の許可は不要である。
5. 一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けた者は、自ら業を行うことのほか、当該業を他人に委託することができる。

【問5】一般廃棄物処理業の許可制度に関する記述のうち、許可を受ける必要のない場合を選びなさい。

1. 廃プラスチック類の再利用を行い、又は行おうとする者が、環境大臣の認定を受けて収集又は運搬を業として行う場合
2. 造園業者が、同業者と共同で剪定した木くずを収集又は運搬する場合
3. 廃FRP船の再生利用を行い、又は行おうとする者が、環境大臣の認定を受けて収集又は運搬を業として行う場合
4. 現に、再生利用されている一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長に届け出た場合
5. 国がその業務として、一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合

【問6】特別区における一般廃棄物処理業の許可対象廃棄物に該当しないものを選びなさい。

1. ウィンド形エアコンディショナー
2. 畜産農業から排出される牛のふん尿
3. 道路の清掃により発生する落ち葉
4. 建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でい
5. 電源として蓄電池を使用しない液晶式テレビジョン受信機

【問7】特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可要件に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、最大積載量が20トン以下であること。
2. 法人が新規に許可申請をしようとする場合、その代表者又は役員（会計参与、監査役及び監事を除く。）若しくは政令第4条の7に定める使用人が区長が別に定める試験に合格していること。
3. 普通ごみの許可を申請する場合、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする区内に事業系一般廃棄物の排出事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所を有すること。
4. 予備車の台数は、稼動運搬車（廃家電を収集運搬する家電専用車を含む）の台数を20で除した台数とし、1未満の小数がある場合には切り上げて1とする。
5. 許可申請の内容は、清掃一組が定める一般廃棄物収集運搬・処分計画に適合するものであること。

【問8】特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可要件に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 特別区の区域内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙を収集運搬する場合は、区長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とする必要はない。
2. 運搬車は原則として自ら所有し、洗車設備を確保すること。
3. 運搬先が特別区の区域内である場合、運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は練馬若しくは足立の各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。
4. 普通ごみを取り扱う稼動運搬車を2台以上保有する場合は、特別区の区域内において稼動運搬車1台当たりの月平均稼動日数が20日以上、又は、1台当たりの月平均運搬量が20トン以上見込まれること。
5. 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、自動排出機能を有すること。

【問9】特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可要件に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物の保管・積替えを行う施設において、当該施設と再生資源取扱業の施設を併用する場合は、作業の場所が区分されていること。
2. 継続的な作業場所で一般廃棄物を排出する事業者と継続的な作業場所の所在地及び名称、排出する一般廃棄物の種類及び月平均排出量、契約期間、一般廃棄物の収集運搬料金及び処分料金を記載した収集運搬の委託契約を締結し、又は締結する予定であること。
3. 運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭を発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
4. 許可を申請する者は、一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
5. 稼動運搬車の故障、車検又は稼動運搬車で対応できない臨時的増量等の場合に使用する運搬車として、特別区においては予備車を1台以上保有しなければならない。

【問10】廃掃法第7条に規定する欠格条項に該当しない者を選びなさい。

1. 廃掃法に基づく処分の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者
2. 廃掃法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
3. 破産者で、復権を得てから5年を経過しない者
4. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者
5. 悪臭防止法に基づく処分の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者

【問 1 1】 一般廃棄物の保管・積替えに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 一般廃棄物の保管は、搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでない場合、かつ、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められている場合に限って行うことができる。
2. 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、又は、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
3. 一般廃棄物の保管を行う場合には、廃掃法で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
4. 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
5. 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、政令で定める高さ及び面積の制限を超えてはならない。

【問 1 2】 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 収集又は運搬を行う者は、特別管理一般廃棄物の種類等を記載した文書を、必ず携帯しなければならない。
2. 感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納すること。
3. 特別管理一般廃棄物の保管は、いかなる場合も行ってはならない。
4. 積替えの場所には、特別管理一般廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、必ず仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
5. 運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の爆発性、毒性、感染性を考慮して、いかなる場合もその収集又は運搬に用いてはならない。

【問 1 3】 特別管理一般廃棄物に該当しないものを選びなさい。

1. 病院から発生する非感染性一般廃棄物
2. 廃電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニルを使用した部品
3. ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉からのばいじん
4. ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設からの汚泥
5. ごみ処理施設からのばいじん(集じん施設で集められたもの)

【問 1 4】 特別区における一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 作業台帳には、搬入先別処分量及び収集品目を必ず記載すること。
2. 作業台帳は、車両、運行日ごとに作成すること。
3. 帳簿(作業台帳)は、作成後5年間作業場所ごとに保存すること。
4. 運転日報は、作業台帳を基に、作業場所ごとに作業員が記入すること。
5. 運転日報の作成・管理にハンディターミナルを用いる場合、規則に定める必要項目が出力できるものであること。

【問 1 5】特別区において一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 条例又は規則では、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならないこととしている。
2. 政令では、帳簿(作業台帳)及び運転日報を備え、保存することとしている。
3. 政令では、自己の名義をもって、他人に収集又は運搬を業として行わせてはならないこととしている。
4. 政令では、収集又は運搬を他人に委託してはならないこととしている。
5. 環境省令では、許可証を事務所又は事業所に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき、立入検査時等には、速やかに確認できるようにしておくこととしている。

【問 1 6】特別区における一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 運搬車の前面、両側面、後方面への電話番号等、標語、ロゴマーク等の表示は一切禁止とする。
2. 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった運搬車については、全ての表示を抹消すること。
3. 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー一色とし、ブルー以外の色のラインについては、一切不可とする。
4. 運搬車のドアには、一般廃棄物収集運搬許可業者の氏名(法人にあつては名称)、許可番号等を必ず白色で表示しなければならない。
5. 運搬車の後方面に表示すべき一般廃棄物収集運搬許可業者の氏名(法人にあつては名称)は、簡単に脱着できるマグネット等での表示は不可とする。



【問 1 7】特別区における一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。許可又は承認のない施設での保管・積替えは行ってはならない。
2. 保管等に関する施設の設置、土地利用規制及び設備等については、都市計画法、建築基準法、消防法、その他必要な関係法令上の手続きを行うこと。
3. 運搬車で、びん、缶等の再生利用品や産業廃棄物を運搬する場合は、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号をマグネットで覆うこと。
4. 特別区の区域外で積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域内の運搬先に運搬しないこと。
5. 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。

【問 1 8】特別区において特定家庭用機器廃棄物を取り扱う場合の特例に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両は、特別区における一般廃棄物収集運搬専用車両であること。
2. 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両は、特別区管轄の車両ナンバーであること。
3. 特定家庭用機器廃棄物は、他の一般廃棄物(古紙・古繊維)と混載しないこと。
4. 特定家庭用機器廃棄物の保管・積替えを行う場合、保管・積替えを行う施設には、再商品化等の妨げにならないよう、保管・積替えによる破損等を避けるのに必要な措置を講ずること。
5. 特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、指定処理施設であること。

【問19】特別区における一般廃棄物処理業の申請・届出に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 新たに収集・運搬を業として行おうとする区の許可を取得するときは、業を行おうとする日の3ヵ月前までに事前相談のうえ、新規許可申請を行うこと。
2. 排出事業者との間で契約内容を変更した場合は、変更後10日以内に変更届を提出すること。
3. 取り扱う一般廃棄物の種類を増加又は減少する場合は、事前相談のうえ変更前に変更承認申請を行うこと。
4. 運搬車等の数量を増加又は減少した場合は、変更後10日以内に変更届を提出すること。
5. 許可区において、保管・積替え施設を新規に設置するときは変更許可申請を、事前相談のうえ変更前に行うこと。

【問20】特別区における一般廃棄物処理業の新規許可申請に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 新規許可申請に要する能力認定試験の合格の効力は、合格した日から翌年の同日までである。
2. 許可基準を満たしているかの確認は、立入検査のみで行い、基準が満たされている場合は許可証が交付される。
3. いずれかの区で収集運搬業の許可を有している者が、新たに別の区で収集運搬業の許可申請を行う場合は、改めて能力認定試験に合格する必要がある。
4. 申請書は、提出用と申請者控用を作成し提出すること。なお、申請者控用の添付書類はコピーでも可とするが、省略することはできない。
5. 登記事項証明書、納税証明書は、コピーでも可とする。

【問 2 1】 特別区における一般廃棄物処理業についての各種手続きに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 運搬車の写真は、新規許可申請以降、変更がない場合、更新許可申請時における添付を省略することができる。
2. 「収集運搬（保管・積替えを除く。）」から「運搬（荷卸しに限る。）」への事業の区分の変更に伴う手続きについては、変更許可申請が必要である。
3. 一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載する車庫及び洗車場は、登録車両全ての分の車庫、洗車場を記載すること。
4. 作業場所が増加又は減少した場合は、変更した日から10日以内に作業場所の所在する区に届け出なければならない。
5. 法人の場合、一般廃棄物収集運搬業許可申請書に添付する株主資本等変動計算書、個別注記表は申請前3ヵ月以内に作成されたものに限る。

【問 2 2】 特別区における一般廃棄物処理業についての各種手続きに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 収集運搬業の新規許可を取得した場合は、排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、速やかに契約書の写しを指定処理施設の管理者へ提出すること。
2. 更新許可申請にあたって、許可基準を満たしているかどうかの確認は、立入検査のみで行う。
3. 変更承認事項が複数ある場合は、原則として変更事項を一括にまとめて承認申請をすること。
4. 有限会社から株式会社への変更は、法人名称の変更に該当し、変更した日の翌月の10日までに、変更届を提出しなければならない。
5. 事業の区分の変更許可申請に係る変更許可後の許可期間は、変更許可前と変わらない。

【問 2 3】特別区における一般廃棄物処理業についての各種手続きに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 欠格要件に該当した場合は、該当した日の翌日から10日以内に、清掃協議会に届け出なければならない。
2. 業の廃止届に添付する書類のうち、運搬車から許可の表示を抹消した写真は、すべての許可区で業を行わなくなった場合にのみ添付すること。
3. 業を廃止したときは、廃止後10日以内に廃止した区に届け出なければならない。
4. 欠格要件に係る届出書は、郵送による届出はできない。
5. 許可期間満了時に許可を更新しない場合は、満了した日の翌日から10日以内に、清掃協議会に業の廃止届を提出しなければならない。

【問 2 4】一般廃棄物処理に係る実績報告の作成に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 収集運搬業における作業台帳は、一月あたりの収集見込量を算定し、排出事業者との契約に基づく月々の作業状況を明らかにするために、排出事業者ごと、月ごとに作成すること。
2. 実績報告は、各区における事業者から排出された一般廃棄物の適正な処理を確認する資料であるとともに、各区の事業系一般廃棄物の処理計画に係る重要な役割を果たしている。
3. 収集運搬業における特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書は、許可区すべてに実績がない場合は提出する必要はない。
4. 規則によれば、収集運搬業者は、廃掃法第18条第1項の規定により、一般廃棄物の処理に関する実績を指定処理施設の管理者に報告しなければならないとしている。
5. 複数区にまたがる道路や河川の清掃により発生したごみは、区ごとに計量すること。

【問 2 5】 廃掃法における行政処分に関する記述のうち、一般廃棄物処理業の許可の取消し要件に該当しないものを選びなさい。

1. 許可申請者が法人で、その役員又は政令で定める使用人が成年被後見人となり、いまだ復権を得ていない場合
2. 不正手段により収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可を受けた場合
3. 他人が廃掃法に基づく処分に違反する行為をすることを助け、情状が特に重い場合
4. 事業の停止命令に違反した場合
5. 廃掃法に違反する行為をした場合

【問 2 6】 廃掃法に規定されている罰則のうち、3年を超える懲役が科せられる可能性のある違反行為に該当するものを選びなさい。

1. みだりに廃棄物を捨てる目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき。
2. 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
3. 措置命令に違反したとき。
4. 改善命令に違反したとき。
5. 他人に一般廃棄物の運搬を委託したとき。

【問 2 7】 廃掃法で科せられる罰則に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 法人の代理人が、その法人の業務に関し許可を受けずに事業の範囲を変更したときは、その法人は3億円以下の罰金となる。
2. 違法に廃棄物を焼却したときは、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこの併科となる。
3. みだりに廃棄物を捨てたときは、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこの併科となる。
4. 立入検査を拒んだときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となる。
5. 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集を業として行わせたときは、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこの併科となる。

【問 2 8】 特別区における医療廃棄物の適正処理についての記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 感染性廃棄物に該当するかどうかの判断は、「形状」、「排出場所」、「排出量」の三つの観点により行う。
2. 病院から排出される当初から非感染性の一般廃棄物及び非医療廃棄物は、医療関係機関の規模に関わらず指定処理施設で受け入れを行っている。
3. 感染性一般廃棄物のうち法令等で定められた方法により滅菌処理し、感染のおそれが無くなったものを指定処理施設へ持ち込む場合、一般廃棄物収集運搬業者は、事前に医療廃棄物排出状況申告書を所在する区の清掃事務所に提出し、許可を受けなければならない。
4. 各区から処理の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、医療関係機関収集届を、契約締結後10日以内に当該区に提出するとともに、必要に応じて区書類審査を受けること。
5. 病院から排出され当初から非感染性の一般廃棄物は、医療廃棄物の許可を受けている業者であれば取り扱うことができる。

【問 2 9】 特別区の区域内で発生した事業系一般廃棄物を、一般廃棄物収集運搬業者が清掃一組処理施設へ持込む場合に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 継続的に清掃一組処理施設へ持込む場合には、1 ヶ月前までに排出場所を所管する清掃事務所に継続持込みの申請を行い、許可区の承認を受けること。
2. 柱・棒状で長さ 80 cm、角・径 15 cm を超える物は、清掃工場の管理運営に支障を来すおそれがあるため、原則として持ち込まないこと。
3. 継続持込みが承認された場合は、保有している許可車両の台数にかかわらず、1 事業者に対し 1 枚「一般廃棄物継続持込承認カード」が交付される。
4. 一般廃棄物収集運搬業者が清掃一組処理施設に持込みをする場合は、特別区の一般廃棄物収集運搬車両として、承認を受けていない車両を使用することはできない。
5. 清掃一組処理施設への継続持込みの更新申請を行う場合には、事前に、清掃協議会へ提出した許可に関する書類を添付する必要はない。

【問 3 0】 一般廃棄物処理業者が指定処理施設への継続的な持込みをする場合に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 継続持込みの承認期間は、収集運搬業の許可期間にかかわらず 1 年を限度として承認される。
2. 継続的に一般廃棄物を持込む収集運搬業者については、持込先(清掃工場)及び 1 月あたりの搬入量が定められている。搬入先や搬入量の変更がある場合は、変更後 10 日以内に持込先の清掃工場に届け出ること。
3. 持込承認車両車検時の代車使用が承認された場合は、搬入における時間規制は設けられていない。また、従前の持込承認カードが使用できる。
4. 持込ごみ量は、1 回の計量により算定する。計量を怠った場合は、最大積載量で持込ごみ量を計算する。
5. 各車両は、許可区の排出場所から発生した持込承認廃棄物についてのみ、持込先として一般廃棄物継続持込承認カードに記載されている指定処理施設へ持ち込むことができる。

【問31】特別区における一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 収集運搬業者はマニフェストのA及びD票を、3年間保存すること。
2. 事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者は、マニフェスト適用対象事業者に該当しない。
3. 事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者は、排出場所を所管する清掃事務所へマニフェスト適用対象事業者届を提出する必要はない。
4. マニフェストを排出事業者から受領したときは、受領の日から10日以内に指定処理施設へ提出すること。
5. 事業系一般廃棄物を所定量以上排出するマニフェスト適用対象事業者は、排出量の減少により所定量を下回った場合、事業者の判断でマニフェストの使用を中止することができる。

【問32】次の許可・届出に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 特別区において「道路・公園ごみ」の許可は、作業場所があることを許可要件としているので作業場所が無い区では許可申請ができない。
2. 2分別架装の塵芥車は、収集の際及び運搬先施設での排出の際に、荷箱を間違える可能性があるため、許可車両としては認めていない。
3. 複数区の許可に関わる変更の申請や届出は、当該区毎に作成しなければならない。
4. 複数の区から許可を受けている場合、すべての許可区から更新許可申請等に係る立入検査を受けなければならない。
5. 特別区において「廃家電」は、継続的な作業場所が無い区でも許可の申請をすることができる。



【問33】 廃掃法第7条の一般廃棄物処理業に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 一般廃棄物の運搬のみを業として行う場合は、積卸しを行う区域を管轄する市町村長の許可を受ける必要はない。
2. 一般廃棄物の収集又は運搬業の許可は、2年を下らない環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
3. 許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算する。
4. 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、他人に委託することができる。
5. 事業者（自らその一般廃棄物を収集又は運搬し処分する場合に限る。）、専ら再利用することが認められた再生資源のみの収集又は運搬を業として行う者は、業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

【問34】 廃掃法に定める事項について、正しいものを選びなさい。

1. 廃掃法第18条に定める報告の徴収では、環境大臣はこの法律の施行に必要な限度において一般廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬に関し、当該収集運搬を行った事業者に対し、必要な報告を求めることができる。
2. 廃掃法第19条に定める立入検査では、環境大臣はこの法律の施行に必要な限度において、その職員に一般廃棄物の収集、運搬を業とする者の事業場、車両に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
3. 廃掃法第19条の3に定める改善命令では、一般廃棄物処理基準が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬が行われた場合、環境大臣は期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬の方法の変更を命ずることができる。
4. 廃掃法第19条の3に定める改善命令では、無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬が行われた場合、環境大臣は期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬の方法の変更を命ずることができる。
5. 廃掃法第19条の4に定める措置命令では、一般廃棄物処理基準が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じると認められるとき、環境大臣は、必要な限度において、期限を定めて、その支障の除去を講ずべきことを命ずることができる。

【問 3 5】 循環型社会形成推進基本法に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. この法律において、「循環的な利用」とは、循環使用、再生利用及び熱回収をいう。
2. この法律において、廃棄物等のうち有用なものの一部を部品その他製品の一部として使用することは「循環使用」に該当する。
3. この法律において、「再生資源」とは廃棄物等のうち有用なものをいう。
4. この法律において、一度使用され収集された物品(現に使用されているものを除く。)の一部を原材料として利用することは「循環使用」に該当する。
5. この法律において、製品の販売に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものは「循環資源」に該当する。

【問 3 6】 特定家庭用機器再商品化法に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 小売業者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、引き取るべき製造業者等への引き渡しのために、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を業として行うことはできない。
2. 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしようとして主務大臣の認定を受けた製造業者等は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、収集又は運搬を業として行うことはできない。
3. 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を他の者に委託して行うときは、当該収集又は運搬を受託した者に対して、この法律に規定する管理票に関する事務の一部を委託することができる。
4. 小売業者の委託を受けて特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことはできない。
5. 小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことはできない。

【問37】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律についての記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. この法律において、「食品循環資源」とは飲食料品のうち薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
2. この法律において、特定肥飼料等の製造を業として行う者に対する主務大臣の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
3. この法律において、登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施から10日以内に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣の承認を得なければならない。
4. 廃掃法により収集及び運搬につき条例で手数料の額が制限されている一般廃棄物収集運搬業者は、廃掃法の規定による許可を受けなくても、食品関連事業者の委託を受けた市町村の区域からこの法律に規定する登録に係る事業場への食品循環資源の運搬を業として行うことができる。
5. この法律において、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬を業として行う者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、この法律にいう認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができない。

【問38】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律についての記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. この法律において認定特定事業者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、分別基準適合物の再商品化に必要な一般廃棄物の運搬を業として行うことができない。
2. この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。
3. この法律において商品の容器であって当該商品と分離された場合に不要となるものは、「容器包装」に該当する。
4. この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が廃掃法に規定する一般廃棄物となったものをいう。
5. この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。

【問39】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例についての記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 「環境の負荷」とは、事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
2. 「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
3. 指定作業場を設置しようとする者は、あらかじめ、この条例の施行規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
4. 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、この条例の施行規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。
5. 事業者は、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならないが、都民はこれに協力する必要はない。

【問40】 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例及び同施行規則に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処理計画に適合する事業系一般廃棄物は、管理者が処理する廃棄物に該当する。
2. 「処理施設」とは、清掃一組が管理運営するごみ処理施設（運搬施設を除く。）をいう。
3. 「運搬施設」とは、清掃一組が管理運営するごみ運搬用パイプライン施設をいう。
4. 顆粒状で飛散するおそれのある一般廃棄物を処理施設に運搬する者に対して、管理者は受入れを拒否することができないとしている。
5. 「事業系一般廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

以降の記述式問題の解答は、マークシート解答用紙裏面の解答欄に記入すること。

【問 4 1】 廃掃法第 7 条第 5 項第四号ハに規定されている欠格条項に関する記述について、  
□□□□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律、□①□その他□②□を目的とする法令で□③□で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、□④□の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から□⑤□を経過しない者

〔語群〕

【 浄化槽法 下水道法 生活環境の保全 社会生活の安全確保 環境省令 政令 罰金 懲役  
3年 5年 】

【問 4 2】 循環型社会形成推進基本法第 4 条に規定されている適切な役割分担等に関する条文について、□□□□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

循環型社会の□①□は、このために□②□措置が国、□③□、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する□④□がこれらの者により適正かつ□⑤□されることにより、行われなければならない。

〔語群〕

【 構築 形成 必要な 求められる 都道府県 地方公共団体 人材 費用 公平に負担  
円滑に供給】

【問43】特別区の一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

特別区のマニフェスト制度とは、①を通じて事業系一般廃棄物の②の流れを明確にし管理する制度で、その目的は廃棄物の処理責任の意識強化、適正処理の確保、③である。また、その適用対象事業者は、事業系一般廃棄物を1日平均④以上（月平均⑤以上）排出する事業者が該当する。

〔語群〕

【 一般廃棄物管理票 持込承認確認書 再生 処理 再生使用の促進 減量・リサイクルの促進  
100kg 200kg 6t 3t 】

【問44】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律は、食品循環資源の①及び熱回収並びに食品廃棄物等の②及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、③による食品循環資源の①を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の④及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び⑤に寄与することを目的とする。

〔語群〕

【 再利用 再生利用 製造の抑制 発生の抑制 食品関連事業者 食品製造業者  
循環経路の確保 有効な利用の確保 大量廃棄社会の防止 国民経済の健全な発展 】

【問45】環境省令第2条の2に規定されている一般廃棄物収集運搬業の許可の基準に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに①が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の②を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに①が③しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び④を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる⑤を有すること。

〔語群〕

【臭気 悪臭 搬入施設 運搬施設 発散 拡散 技能 能力 経理的基礎 経済的基礎】

【問46】環境省令第1条の17に規定されている一般廃棄物の運搬を委託できる者及び第2条に規定されている一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する記述について、、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

(1) 専ら①の目的となる②のみの収集又は運搬を業として行う者

(2) ③に④することが適当であるものとして⑤が指定した②を適正に④することが確実であるとして⑤の指定を受けた者

〔語群〕

【再生利用 資源回収 事業系一般廃棄物 一般廃棄物 排他的 広域的 収集又は運搬 処分 市町村長 環境大臣】

【問47】使用済自動車の再資源化等に関する法律第1条に規定されている目的に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律は、自動車製造業者等及び①による使用済自動車の②並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る③の減量並びに再生資源及び④等を通じて、使用済自動車に係る③の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び⑤の健全な発展に寄与することを目的とする。

〔語群〕

【その他関係者 関連事業者 引取り及び引渡し 受取り及び受渡し シュレッダーダスト 廃棄物 不要物の有効な利用 再生部品の十分な利用 国民経済 低炭素社会】

【問48】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第4条第1項に規定されている事業者の責務に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

事業者は、その①に伴って生ずる環境への負荷の低減及び②のために③を講ずるとともに、④が行う環境への負荷の低減及び②に関する⑤に協力しなければならない。

〔語群〕

【事業活動 産業活動 公害の防止 低炭素社会の実現 事業体制の整備 必要な措置 区長 知事 政策 施策】



【問49】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第52条及び第53条に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

自動車等を①は、その管理する自動車等の②に対して、自動車等を駐車し、又は③するときは、当該自動車等の④を行うよう適切な⑤を講じなければならない。

〔語群〕

【 事業の用に供する者 保有する者 使用者 運転者 停車 安全運行 省エネルギー運転 原動機の停止 措置 教育指導策 】

【問50】東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例第8条及び同条例施行規則第9条に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

清掃一組が管理する施設の管理者は、廃棄物を処理施設又は投入施設に運搬する者及び①を利用する者に対して、②に従わないとき、特別区の③が処理施設への搬入を禁止しているとき及び④の提出義務のある者が当該管理票を提出しないときは、⑤をすることができる。

〔語群〕

【 搬入施設 運搬施設 運搬基準 受入基準 議会 区長 一般廃棄物管理票 持込承認確認書 運搬拒否 受入拒否 】